

石川県特定最低賃金専門部会

第 1 回百貨店部会

令和 7 年 10 月 3 日(金)

13 時 30 分から 15 時 30 分まで

金沢駅西合同庁舎 2 階 会議室

【資 料 目 次】

	ページ
1 令和 7 年度特定最低賃金専門部会委員名簿 / 事務局名簿	
百貨店部会.....	1
事務局.....	2
2 最低賃金審議会令（抄）.....	3
3 石川県特定最低賃金専門部会運営規程.....	4

百貨店部会委員名簿

(令和7年10月1日現在・五十音順)

区分	氏 名	現 職
公益代表	きむら ひろし 木 村 弘	ののいち法律事務所 弁護士
	たなか ひでお 田 中 英 男	株式会社 北國新聞社 論説委員会 副委員長
	ながさわ ひろこ 長 澤 裕 子	坂井法律事務所 弁護士
労働者代表	おおさわ のぼる 大 澤 昇	UAゼンセン石川県支部 主任
	きょうどう あきら 京 堂 陽	全大和労働組合 中央執行委員長
	さかい つとむ 酒 井 努	UAゼンセン石川県支部 次長
使用者代表	いしの ひろゆき 石 野 弘 幸	株式会社金沢丸越百貨店 常務取締役
	はしもと まさと 橋 本 政 人	一般社団法人 石川県経営者協会 専務理事
	やました しゅうへい 山 下 修 平	株式会社大和 本社業務本部人事部人事課長

石川地方最低賃金審議会事務局名簿

(令和7年10月1日現在)

	氏 名	現 職
	ほそ かい ひろ ゆき 細 貝 浩 之	労働基準部長
	かわ の ひで とし 河 野 英 俊	賃金室長
	いし ま やす と し 石 間 康時士	賃金室長補佐
	みなみ で きよ かず 南 出 清 一	給付調査官
	はる な ち え 春 名 千 枝	賃金調査員

最低賃金審議会令（抄）

昭和 34. 5. 4 政令 163 号
改正昭和 45. 5. 30 政令 151 号
改正平成 11. 12. 3 政令 390 号
改正平成 12. 6. 7 政令 309 号
改正平成 13. 9. 27 政令 317 号
改正平成 17. 9. 30 政令 306 号
改正平成 20. 4. 25 政令 151 号
改正平成 22. 8. 4 政令 178 号
改正平成 28. 6. 17 政令 238 号
(施行 平成 28 年 6 月 21 日)

（最低賃金専門部会）

- 第 6 条 最低賃金法第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員及び臨時委員（地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員）の数は、9 人以内とする。
- 2 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。
- 4 第 3 条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第 1 項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者（関係者の団体を含む。）」と、同条第 2 項中「推薦」とあるのは「推薦（都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないと認める候補者に係る推薦を除く。）」と読み替えるものとする。
- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
- 6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第 2 項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。
- 7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

石川地方最低賃金審議会
石川県特定最低賃金専門部会運営規程

令和 3 年 7 月 8 日改正

（規程の目的）

第 1 条 この規程は、石川地方最低賃金審議会に設置する専門部会の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第 2 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、石川労働局長（以下「局長」という。）又は公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員を含む 3 人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第 1 回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の 1 週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第 3 条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

（会議における発言）

第 4 条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）

第 5 条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議 事 録)

第 6 条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

(報 告)

第 7 条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、その都度、石川地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(雑 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 21 年 9 月 24 日より施行する。